

# 京都商工会議所定款

|             |                          |        |
|-------------|--------------------------|--------|
| 昭和29年 9月17日 | 通商産業省29企第1865号           | 定款認可   |
| 昭和30年 8月15日 | 通商産業省30企第1693号           | 定款変更認可 |
| 昭和31年 1月26日 | 通商産業省31企第 221号           | 定款変更認可 |
| 昭和32年 8月 6日 | 通商産業省32企第1872号           | 定款変更認可 |
| 昭和34年 5月 7日 | 通商産業省34企第 843号           | 定款変更認可 |
| 昭和34年 8月25日 | 通商産業省34企第1654号           | 定款変更認可 |
| 昭和35年 4月21日 | 通商産業省35企第 806号           | 定款変更認可 |
| 昭和35年12月15日 | 通商産業省35企第2854号           | 定款変更認可 |
| 昭和37年 5月 8日 | 通商産業省37企第1244号           | 定款変更認可 |
| 昭和39年 5月11日 | 通商産業省39企第2044号           | 定款変更認可 |
| 昭和40年 8月26日 | 通商産業省40企第3729号           | 定款変更認可 |
| 昭和41年 2月 5日 | 通商産業省41企第 406号           | 定款変更認可 |
| 昭和44年 6月 9日 | 通商産業省44企第3258号           | 定款変更認可 |
| 昭和45年 5月22日 | 大阪通商産業局45大商第2337号        | 定款変更認可 |
| 昭和45年 9月25日 | 大阪通商産業局45大商第4535号        | 定款変更認可 |
| 昭和47年 5月17日 | 大阪通商産業局47大商第2301号        | 定款変更認可 |
| 昭和48年11月 6日 | 大阪通商産業局48大商第5436号        | 定款変更認可 |
| 昭和51年 5月21日 | 大阪通商産業局51大商第2231号        | 定款変更認可 |
| 昭和51年 9月18日 | 大阪通商産業局51大商第4558号        | 定款変更認可 |
| 昭和57年 5月31日 | 大阪通商産業局57大商第2876号        | 定款変更認可 |
| 昭和57年11月11日 | 大阪通商産業局57大商第6252号        | 定款変更認可 |
| 昭和58年 9月 5日 | 大阪通商産業局58大商第5270号        | 定款変更認可 |
| 昭和60年 5月15日 | 大阪通商産業局60大商第2271号        | 定款変更認可 |
| 昭和61年 4月23日 | 大阪通商産業局61大商第1923号        | 定款変更認可 |
| 昭和62年 5月18日 | 大阪通商産業局62大商第2436号        | 定款変更認可 |
| 昭和63年 4月19日 | 大阪通商産業局63大商第1716号        | 定款変更認可 |
| 平成元年 7月11日  | 近畿通商産業局元近商第3436号         | 定款変更認可 |
| 平成 5年 4月27日 | 近畿通商産業局 5 近商第1595号       | 定款変更認可 |
| 平成 5年 9月14日 | 近畿通商産業局 5 近商第3800号       | 定款変更認可 |
|             | 京都府 5 商第 929号            | 定款変更認可 |
| 平成 6年 4月26日 | 近畿通商産業局 6 近商第1472号       | 定款変更認可 |
| 平成 9年 4月21日 | 京都府 9 商第 4 - 1号          | 定款変更認可 |
| 平成10年 4月16日 | 近畿通商産業局10近振第1012号        | 定款変更認可 |
|             | 京都府10商第 4 - 1号           | 定款変更認可 |
| 平成10年 4月27日 | 近畿通商産業局10近振第1022号        | 定款変更認可 |
| 平成10年 9月16日 | 京都府10商第 4 - 8号           | 定款変更認可 |
| 平成11年 4月30日 | 近畿通商産業局11近振第1050号        | 定款変更認可 |
| 平成12年 4月24日 | 近畿通商産業局 平成12・04・20近畿第21号 | 定款変更認可 |
| 平成15年 8月12日 | 近畿経済産業局 平成15・08・06近畿第48号 | 定款変更認可 |
| 平成17年 3月31日 | 近畿経済産業局 平成17・03・30近畿第51号 | 定款変更認可 |
|             | 京都府指令 7 金第89号            | 定款変更認可 |
| 平成18年 9月 4日 | 近畿経済産業局 平成18・09・01近畿第67号 | 定款変更認可 |
|             | 京都府指令 8 金第308号           | 定款変更認可 |
| 平成19年 4月26日 | 近畿経済産業局 平成19・04・20近畿第65号 | 定款変更認可 |
|             | 京都府指令 9 金第125号           | 定款変更認可 |
| 平成27年 4月 1日 | 京都市長                     | 定款変更届出 |
| 平成27年 8月 1日 | 京都市長                     | 定款変更届出 |
| 平成28年11月 8日 | 京都市長                     | 定款変更届出 |
| 平成31年 3月 5日 | 京都市長                     | 定款変更届出 |
| 令和元年12月14日  | 京都市長                     | 定款変更届出 |
| 令和 2年 9月11日 | 京都市長                     | 定款変更届出 |
| 令和 3年 4月27日 | 京都市長                     | 定款変更届出 |

# 京 都 商 工 会 議 所 定 款

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 第1章 総 則 (第1条～第9条) .....                | 1  |
| 第2章 会 員 (第10条～第22条) .....              | 2  |
| 第3章 特定商工業者及び商工業者法定台帳 (第23条～第30条) ..... | 6  |
| 第4章 役 員 (第31条～第34条) .....              | 8  |
| 第5章 議員総会及び常議員会 .....                   | 9  |
| 第1節 議員総会 (第35条～第43条) .....             | 9  |
| 第2節 常議員会 (第44条～第46条) .....             | 12 |
| 第6章 部会及び委員会等 .....                     | 13 |
| 第1節 部 会 (第47条～第53条) .....              | 13 |
| 第2節 委員会 (第54条～第56条) .....              | 15 |
| 第3節 青年部、女性会 (第57条～第58条) .....          | 15 |
| 第7章 副会頭に準ずる者、顧問及び参与 (第59条～第61条) .....  | 15 |
| 第8章 事 務 局 (第62条～第64条) .....            | 16 |
| 第9章 管 理 (第65条～第69条) .....              | 16 |
| 第10章 会 計 (第70条～第73条) .....             | 17 |
| 第11章 解散及び清算 (第74条～第78条) .....          | 18 |
| 附 則 .....                              | 18 |

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本商工会議所は、京都商工会議所と称する。

(人 格)

第3条 本商工会議所は、商工会議所法(昭和28年法律第143号)の規定に基く法人である。

(地 区)

第4条 本商工会議所の地区は、平成17年4月1日現在における京都市の区域(平成17年3月31日現在における京北町の区域を除く。)とする。

(事務所の所在地)

第5条 本商工会議所の事務所は、京都市下京区に置く。

(原 則)

第6条 本商工会議所は、営利を目的としない。

2 本商工会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

3 本商工会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第7条 本商工会議所は、その目的を達成するため、下に掲げる事業を行う。

- (1) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (2) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する情報及び資料の収集及び刊行を行うこと。
- (5) 商品の品質及び数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定及び検査を行うこと。
- (6) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (7) 商工業に関する施設を設置し、維持し、及び運用すること。
- (8) 商工業に関する講演会及び講習会を開催すること。
- (9) 商工業に関する技術及び技能の普及及び検定を行うこと。
- (10) 博覧会、見本市等を開催し、及びこれらの開催のあっ旋を行うこと。
- (11) 商事取引に関する仲介及びあっ旋を行うこと。
- (12) 商事取引の紛争に関するあっ旋、調停及び仲裁を行うこと。
- (13) 商工業に関して、相談に応じ、及び指導を行うこと。

- (14) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。
- (15) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。
- (16) 商工業に関して、図書を集集し、一般の閲覧に供すること。
- (17) 社会一般の福祉と文化の増進に資する事業を行うこと。
- (18) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (19) 前各号に掲げるものの外、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(公 告)

第8条 本商工会議所の公告は、本商工会議所の掲示場に掲示する。

(規 約)

第9条 この定款で定めるものの外、業務の執行に必要な事項は、議員総会の議決を経て規約で定める。

## 第2章 会 員

(会員の資格)

第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6箇月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。

但し、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。

- (1) 本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体
  - ① 協同組合
  - ② 信用金庫
  - ③ 労働金庫
  - ④ 公社
  - ⑤ 経済関係団体
  - ⑥ 医療法人
  - ⑦ 社会福祉法人
  - ⑧ 弁護士法人
  - ⑨ 監査法人
  - ⑩ 税理士法人
  - ⑪ 特許業務法人
  - ⑫ 産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人
  - ⑬ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人
  - ⑭ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人
  - ⑮ 地域経済の振興等に資する中間法人
  - ⑯ まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人

- ⑰ 観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人
- (2) 本商工会議所の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人
  - ① 医師
  - ② 歯科医師
  - ③ 助産師
  - ④ 弁護士
  - ⑤ 公認会計士
  - ⑥ 司法書士
  - ⑦ 税理士
  - ⑧ 行政書士
  - ⑨ 弁理士
- (3) 本商工会議所の地区内に引き続き6箇月に満たない期間営業所等を有する商工業者
- 2 前項に規定するものの外、会員である商工業者、協同組合、信用金庫、公社又はその他の経済団体の取締役、監査役又は理事その他これに準ずるものであって、その推薦を受けたものは、本商工会議所の会員となることができる。
- 3 この定款において「商工業者」とは、下の者をいう。
  - (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者
  - (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
  - (3) 鉱業を営む者
  - (4) 取引所
  - (5) 会社
  - (6) 相互会社
- 4 下の各号の1に該当する者は、会員となることができない。
  - (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) 反社会的勢力(①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準ずる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、

不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。)

(加 入)

第11条 会員となることを希望する者は、議員総会の議決を経て、別に定める加入手続により、加入の申込をしなければならない。

2 前項の加入の諾否は、常議員会において決定する。

3 常議員会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。

4 第2項の規定により常議員会の承諾を得た者は、所定の加入金及び会費を納めたときに、本商工会議所の会員となる。

(会員の表決権)

第12条 会員は、各々1個の表決権を有する。

2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名及びなつ印した書面又は代理人をもって、表決権を行うことができる。

3 前項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。

4 第2項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。

(会員の選挙権)

第13条 会員の有する1号議員の選挙権の個数は、次の通りとする。但し、1会員の有する選挙権の個数は、50個をこえることができない。

(1) 会費持口数1口から10口までは、1口について2個

(2) 会費持口数11口から14口までは、10口をこえる2口について2個の割合で算出した個数に、第1号の個数を加えた数

(3) 会費持口数15口から22口までは、14口をこえる4口について2個の割合で算出した個数に、第1号から前号までの個数を加えた数

(4) 会費持口数23口から27口までは、22口をこえる5口について2個の割合で算出した個数に、第1号から前号までの個数を加えた数

(5) 会費持口数28口から39口までは、27口をこえる6口について2個の割合で算出した個数に、第1号から前号までの個数を加えた数

(6) 会費持口数40口から47口までは、39口をこえる8口について3個の割合で算出した個数に、第1号から前号までの個数を加えた数

(7) 会費持口数48口から55口までは、47口をこえる8口について2個の割合で算出した個数に、第1号から前号までの個数を加えた数

(8) 会費持口数56口から73口までは、55口をこえる6口について2個の割合で算出した個数に、第1号から前号までの個数を加えた数

(9) 会費持口数74口から88口までは、73口をこえる5口について1個の割合で算出した

個数に、第1号から前号までの個数を加えた数

(10) 会費持口数89以上は、88口をこえる6口について1個の割合で算出した個数に、第1号から前号までの個数を加えた数

2 会員である特定商工業者は、別に1個の選挙権を有する。

3 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は代理人をもって選挙権を行うことができる。

4 前項の代理人は、選挙権を行う前に本商工会議所が定める電磁的方法によりその代理権の証明を本商工会議所に届け出なければならない。

5 特別会員は、第1項の選挙権を有しない。

（会員の被選挙権）

第14条 会員は、本商工会議所の議員に選任される権利を有する。

2 会員は、本商工会議所の会頭、副会頭、常議員又は監事に選任される権利を有する。

（会員のその他の権利）

第15条 会員は、その営んでいる事業に係る本商工会議所の部会に所属し、その部会に出席して意見を述べ、又は表決に加わる権利を有する。

第16条 会員は、前4条に規定する権利の外、下に掲げる権利を有する。

(1) 本商工会議所より情報を受け、資料及び刊行物の配布を受けること。

(2) 本商工会議所の施設を利用すること。

(3) 前2号に掲げるものの外、本商工会議所の行う事業により利益を受けること。

(4) 何時でも、本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧を求めること。

(5) 総会員の10分の1以上の同意を経て、何時でも本商工会議所の会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めること。

(6) 第30条の任意登録台帳に登録されること。

（会費）

第17条 会員は、毎年所定の納期までに所定の会費を納入しなければならない。

2 加入金及び会費1口の金額並びにその払込の方法は、議員総会の議決を経て別に定める。

（過怠金）

第18条 本商工会議所は、会費の納入その他会員たるの義務を怠った会員に対して、常議員会の議決を経て、過怠金を課することができる。

2 前項の過怠金の金額その他必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

（会員権の停止）

第19条 本商工会議所は、会費の滞納が6箇月に及ぶ会員その他会員たるの義務を怠った会員に対して、常議員会の議決を経て、会員権の行使を停止することができる。但し、選挙人名簿確定日までに会費を完納しない会員は選挙権及び被選挙権を有しない。

2 前項の規定による会員権の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨



を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

(脱 退)

第20条 会員は、60日前までに予告し、事業年度の終において本商工会議所を脱退することができる。

2 会員は、下の事由によって脱退する。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 死亡又は解散

(3) 除 名

(除 名)

第21条 本商工会議所は、下の各号の1に該当する会員を、議員総会の決議によって除名することができる。この場合は、その会員に対して、その議員総会の会日の7日前までに、その旨を通知し、議員総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(1) 1年以上にわたって会費の納入その他会員たる義務を怠った会員

(2) 本商工会議所の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った会員

(3) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為(①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為、及び⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいう。以下同じ。)を行った会員

(4) 自ら又は第三者を利用してその他前2号から3号に準ずる行為を行った会員

2 第19条第2項(処分の通知)の規定は、会員の除名について準用する。

3 除名された者は、除名された日から少くとも1年間は本商工会議所の会員となること  
ができない。

(特別会員)

第22条 会員たるの資格を有しない者であって、本商工会議所の趣旨に賛同する者は、本商工会議所の特別会員となることができる。

2 第10条第4項(資格)、第11条第1項、第2項及び第4項(加入)並びに第16条から前条まで(会員の権利、会費、過怠金、会員権の停止、脱退及び除名)の規定は、特別会員について準用する。

### 第3章 特定商工業者及び商工業者法定台帳

(特定商工業者の範囲)

第23条 本商工会議所の特定商工業者とは、毎年4月1日現在において、それまで6月以上引き続き本商工会議所の地区内に営業所等を有する商工業者のうち、下の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 4月1日現在における本商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5

人) 以上である者

(2) 4月1日現在における資本金額又は払込済出資総額が300万円以上である者

(特定商工業者の権利)

第24条 特定商工業者に係る1号議員の選挙権は、各々1個とする。

2 本商工会議所は、特定商工業者であつて、負担金の滞納が6箇月に及ぶものその他特定商工業者たるの義務を怠つたものに対して、常議員会の議決を経て、前項の権利の行使を停止することができる。但し、選挙人名簿確定日までに負担金を完納しないものは選挙権を有しない。

3 第13条第3項及び第4項(会員及び代理人による選挙権の行使)並びに第19条第2項(処分の通知)の規定は、特定商工業者について準用する。

第25条 会員以外の特定商工業者は、何時でも、本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧を求めることができる。

(法定台帳)

第26条 本商工会議所に、商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という。)を備える。

2 法定台帳に登録すべき事項は、下の通りとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(2) 事業の種類

(3) 事業開始の年月

(4) 本商工会議所の地区内の営業所等の名称、所在地及び管理者の氏名

(5) 本商工会議所の地区内の営業所等の事業の内容及び最近1年間における売上高

(6) 第23条第1号に規定する従業員の数又は同条第2号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額

3 法定台帳は、毎年9月30日までに訂正する。

4 本商工会議所は、法定台帳に登録された事項に変更を生じたことを知ったときは、遅滞なくこれを訂正する。

5 特定商工業者は、第2項の事項のうち、下の事項について変更を生じたときは、すみやかに、その旨を本商工会議所に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(2) 事業の種類

(3) 本商工会議所の地区内の営業所等の名称、所在地及び管理者の氏名

(特定商工業者の資料提出)

第27条 特定商工業者は、本商工会議所の法定台帳の作成又は訂正に関して、本商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

(法定台帳の運用及び管理)

第28条 本商工会議所は、法定台帳を第7条に掲げる事業の適正且つ円滑な実施に資するように運用する。

- 2 本商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理する。
- 3 本商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用しない。

(負 担 金)

第29条 本商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費にあてるため2事業年度ごとに、議員総会の決議を得た上で、京都市長の許可を受けて特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課する。

- 2 前項の許可を申請する場合は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得ていなければならない。

(任 意 台 帳)

第30条 本商工会議所に、任意登録台帳（以下「任意台帳」という。）を備える。

- 2 本商工会議所は、会員（特定商工業者たる会員を除く。）であって、任意台帳に登録を希望する者について、所定の手続により、法定台帳の例にならい、任意台帳に登録する。

## 第 4 章 役 員

(役 員)

第31条 本商工会議所に、次の役員を置く。

|         |      |
|---------|------|
| 会 頭     | 1 人  |
| 副 会 頭   | 4 人  |
| 専 務 理 事 | 1 人  |
| 常 議 員   | 50 人 |
| 監 事     | 3 人  |

- 2 前項の役員の外、必要に応じ、理事4人以内（うち1人を常務理事とすることができる。）を置くことができる。

(役員の仕事)

第32条 会頭は、本商工会議所を代表し、所務を総理する。

- 2 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。
- 4 常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。
- 5 理事は、専務理事を補佐して所務を処理する。
- 6 監事は、本商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を議員総会に報告する。

(役員の仕事)

第33条 会頭は、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する1人の者。以下本条において同じ。）のうちから選任し、又は解任す

る。

- 2 副会頭は、議員総会の同意を得て、会頭が会員のうちから選任し、又は解任する。
- 3 専務理事は、議員総会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。
- 4 常議員は、議員総会において、議員（議員が法人その他の団体である場合は、第35条第4項の議員の職務を行う者。）のうちから選任し、又は解任する。
- 5 理事は、常議員会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。
- 6 監事は、議員総会において、会員のうちから選任し、又は解任する。
- 7 役員の選任及び解任に関する議決を、あらかじめその旨を通知し、且つ公告した議員総会又は常議員会においてのみすることができる。
- 8 前7項に規定するものの外、役員の選任及び解任に関し必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。
- 9 下の各号の1に該当するものは、役員になることができない。
  - (1) 第10条第4項第1号又は第2号（資格）に該当する者
  - (2) 未成年者
  - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでの者
  - (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力でなくなった日から5年を経過するまでの者
- 10 監事は、会頭、副会頭、専務理事、常議員、理事又は職員の職を兼ねることができない。

（役員の任期）

第34条 役員の任期は、3年とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間在任する。

## 第5章 議員総会及び常議員会

### 第1節 議員総会

（議員総会及び議員）

第35条 本商工会議所に、議員総会を置く。

- 2 議員総会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によって会員のうちから選挙した議員（この定款において「1号議員」という。）76人
  - (2) 部会が部会員のうちから選任した議員（この定款において「2号議員」という。）52人
  - (3) 前2号の議員の外、会頭が、常議員会の意見を徴して会員のうちから選任した議員（この定款において「3号議員」という。）22人

- 3 前項各号の議員の選挙及び選任並びに解任に関し必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。
- 4 法人その他の団体であつて、第2項の議員となつたものは、議員の職務を行う者1人を定め、書面をもって、本商工会議所に届け出なければならない。
- 5 第33条第9項各号（資格）の1に該当する者は第2項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。
- 6 役員は、議員総会に出席して意見を述べることができる。
- 7 何人も、同時に、2以上の議員又は第4項の議員の職務を行う者となることはできない。また、議員と第4項の議員の職務を行う者とを兼ねることはできない。

（議員の任期）

第36条 議員の任期は、3年とする。

- 2 議員は、再任されることができる。
- 3 議員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠で選任された議員は、前任者の残任期間在任する。

（議員の解任）

第37条 議員総会は、その決議によって、下の各号の1に該当する議員を解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認める議員
  - (2) 会費又は負担金の納入その他本商工会議所に対する義務を怠つた議員
  - (3) 本商工会議所の体面を傷つけ、又は本商工会議所の目的遂行に反する行為を行つた議員
- 2 第19条第2項（処分の通知）及び第21条第1項後段（弁明の機会）の規定は、議員の解任について準用する。

（議員総会の招集）

第38条 議員総会は、通常議員総会及び臨時議員総会の2種とし、会頭が招集する。

- 2 通常議員総会は、毎年3月及び7月、臨時議員総会は、第4項に規定する場合の外、会頭が必要と認めたときに開催する。
- 3 前項の臨時議員総会を招集する場合は、常議員会の同意を得なければならない。但し、常議員会に附議するいとまがない場合は、この限りでない。
- 4 議員が総議員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して議員総会の招集を請求したときは、会頭は、その請求のあった日から30日以内に臨時議員総会を招集しなければならない。
- 5 前項の場合において、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該議員は、当該書面を提出したものとみなす。
- 6 前項前段の電磁的方法（経済産業省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、会頭の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会頭に到達したものとみなす。

7 議員総会の招集は、少くとも会日の7日前までに、各議員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

(議員総会の決議事項)

第39条 下に掲げる事項は、議員総会の議決を経なければならない。但し、第11号から第15号までの事項については、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができる。

- (1) 定款の変更
- (2) 解 散
- (3) 合 併
- (4) 会員の除名
- (5) 議員の解任
- (6) 下に掲げる事項に関する規約の設定、変更及び廃止
  - (イ) 会費1口の金額、払込方法その他会費に関すること
  - (ロ) 負担金の金額、払込方法その他負担金に関すること
  - (ハ) 選挙に関すること
- (7) 会頭、常議員及び監事の選任及び解任
- (8) 副会頭及び専務理事の選任及び解任の同意
- (9) 第67条第1項の規定による決算関係書類の承認
- (10) 解散後における財産処分の方法の決定
- (11) 下に掲げる事項に関する規約の設定、変更及び廃止
  - (イ) 加 入 手 続
  - (ロ) 加入金の金額、払込方法その他加入金に関すること
  - (ハ) 過怠金の金額その他過怠金に関すること
  - (ニ) 役員及び議員の選任及び解任に関すること
  - (ホ) 部会について必要な事項
  - (ヘ) 委員会について必要な事項
  - (ト) 使用料及び手数料に関すること
  - (チ) その他本商工会議所の業務の執行に必要な事項
- (12) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (13) 特別会員の除名
- (14) 負担金の賦課
- (15) 解散後における会費の徴収

2 定款の変更(法第25条第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係るもの。)の決議は、経済産業大臣の許可を受けなければその効力を生じない。

3 定款の変更(法第25条第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係るものを除く。)の決議は、議員総会による当該変更の議決をもってその効力を生じる。

4 解散及び解散後における財産処分の方法の決定の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(議員総会の議長)

第40条 議員総会の議長は、会頭をもってあてる。

- 2 会頭に事故があるとき又は欠員のときは、あらかじめ会頭が定める順位により、副会頭が議長となる。
- 3 会頭及び副会頭に事故があるとき又は欠員のときは、出席者の互選によって議長を定める。

(議員総会の議事)

第41条 議員総会は、第42条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議員総会の議事は、第4項但書及び第42条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々1個とする。
- 4 議員総会においては、第38条第7項（招集の通知）の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席者の3分の2以上の同意があった場合には、この限りでない。
- 5 議員は、あらかじめ通知のあった事項につき、議員が記名及びなつ印した書面又は代理人をもって、表決権又は選挙権を行うことができる。
- 6 議員は、前項の規定による書面をもってする表決権又は選挙権の行使に代えて、表決権又は選挙権を電磁的方法により行うことができる。
- 7 第5項及び第6項の規定により表決権又は選挙権を行うものは、出席者とみなす。
- 8 第5項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権又は選挙権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。
- 9 議員総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第38条第7項（招集の通知）の規定は適用しない。

(議員総会の特別議決方法)

第42条 下に掲げる事項は、議員総会において総議員の半数以上が出席し、その出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解 散
- (3) 合 併
- (4) 会員の除名
- (5) 議員の解任

(議 事 録)

第43条 議員総会の議事については、議事録を作らなければならない。

## 第2節 常 議 員 会

(常 議 員 会)

第44条 本商工会議所に、常議員会を置く。

2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）をもって組織する。

3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の5分の1以上の同意を得て請求したときは、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知を発して、常議員会を招集しなければならない。

4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）の表決権は、各々1個とする。

5 理事及び監事は、常議員会に出席して意見を述べることができる。

（常議員会の決議事項）

第45条 下に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。

(1) 議員総会に提案すべき事項

(2) 第39条第1項第11号から第15号までに掲げる事項であって、第39条第1項但書の規定により議員総会から委任を受けた事項

(3) 第39条第1項第11号から第15号までに掲げる事項であって、議員総会に附議するいとまがない緊急なもの

(4) 会員及び特別会員の加入の諾否

(5) 会員及び特別会員に対する過怠金の賦課

(6) 会員、特別会員及び特定商工業者の権利の行使の停止（但し、会員の選挙権及び被選挙権並びに特定商工業者の選挙権の行使の停止を除く）

(7) 理事の選任及び解任の同意

(8) 部会の決議の承認

(9) 委員会の設置及び委員会の運営に必要な事項

(10) 青年部、女性会について必要な事項

(11) 顧問及び参与の委嘱の承認

(12) 事務局及び職員に関して必要な事項

2 前項第3号の事項についての決議は、次の議員総会に報告し、その承認を求めなければならない。

（準用規定）

第46条 第40条（議長）、第41条（第3項を除く）（議事）及び第43条（議事録）の規定は、常議員会について準用する。この場合、第41条中「表決権又は選挙権」とあるのは「表決権」と読み替えるものとする。

## 第6章 部会及び委員会等

### 第1節 部 会



(部 会)

第47条 本商工会議所に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るため、次の部会を置く。

- (1) 小売商業部会
- (2) 卸売商業部会
- (3) 繊維・染織部会
- (4) 電機・機械金属部会
- (5) 建設産業部会
- (6) 食品・名産部会
- (7) 化学部会
- (8) 生活産業製造部会
- (9) 観光・運輸部会
- (10) 金融部会
- (11) 文化・情報部会
- (12) サービス産業部会

2 会員は、その営んでいる主要な事業に係る部会に属する。

3 会員が主要な事業を2以上営んでいる場合は、2以上の部会に所属して意見を述べ、又は表決に加わることができる。

4 前項の規定により会員が2以上の部会に属している場合においては、あらかじめ本人の希望によって定める何れか1部会においてのみ、2号議員に選任され、又は当該議員を選任することができる。

5 第12条（表決権）の規定は、部会の表決及び選挙について適用又は準用する。

(部会長及び副部会長)

第48条 部会には、部会長1人及び副部会長若干人を置く。

2 部会長及び副部会長は部会において互選する。

(部会長及び副部会長の職務)

第49条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

2 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

3 部会長は、常議員会に出席して、当該部会に関する事項について意見を述べることができる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときはその職務を代行し、部会長が欠員のときはその職務を行う。

(部会の決議の効力)

第50条 部会の決議は、常議員会の承認を得て、本商工会議所の決議とすることができる。

(議員総会への報告)

第51条 部会長は、部会の会務の状況を毎事業年度少くとも1回議員総会に報告しなければならない。

(準用規定)

第52条 第41条第2項（議員総会の議決方法）及び第44条第3項（常議員会の招集）の規定は部会について準用する。

2 第34条（役員の任期）の規定は、部会長及び副部会長について準用する。

（部会の運営に必要な事項）

第53条 前6条に規定するものの外、部会について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

## 第2節 委員会

（委員会）

第54条 本商工会議所に、その目的達成に必要な重要事項を調査研究するために、常議員会の議決を経て委員会を置くことができる。

（委員会の組織）

第55条 委員会に、委員長1人、副委員長及び委員各若干人を置く。

2 委員長、副委員長及び委員は、会頭が常議員会の承認を得て、委嘱する。

（委員会の運営に必要な事項）

第56条 前2条に規定するものの外、委員会について必要な事項は、常議員会の議決を経て別に定める。

## 第3節 青年部、女性会

（青年部、女性会）

第57条 本商工会議所に、青年部、女性会を置く。

（青年部、女性会について必要な事項）

第58条 青年部、女性会について必要な事項は、常議員会の議決を経て別に定める。

## 第7章 副会頭に準ずる者、顧問及び参与

（副会頭に準ずる者）

第59条 本商工会議所に副会頭に準ずる者3人以内を置くことができる。

2 副会頭に準ずる者は、会頭を補佐し、本商工会議所の事業遂行に関する重要事項に参画する。

3 第33条第2項及び第7項から第10項まで（役員の任免）並びに第34条（役員の任期）の規定は、副会頭に準ずる者について準用する。

（顧問）

第60条 本商工会議所に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本商工会議所の目的達成に必要な重要事項について会頭の諮問に応ずる。

3 顧問は、学識経験のある者及び本商工会議所に功労のあった者のうちから会頭が常議

員会の承認を得て委嘱する。

4 顧問の任期は、3年とする。

(参 与)

第61条 本商工会議所に参与を置くことができる。

2 参与は、本商工会議所の事業遂行に関する重要事項に参与する。

3 参与は、学識経験のある者のうちから会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。

4 参与の任期は、3年とする。

## 第8章 事 務 局

(事 務 局)

第62条 本商工会議所に、事務局を置く。

(事務局長及び職員)

第63条 事務局に、事務局長1人の外必要な職員を置く。

2 事務局長は、専務理事の命を受け、庶務を統轄する。

3 事務局職員は、事務局長の指揮を受け、庶務を処理する。

4 事務局長は、会頭が任免する。

(事務局及び職員に関する必要な事項)

第64条 前2条に規定するものの外、事務局及び職員に関して必要な事項は、常議員会の議決を経て別に定める。

## 第9章 管 理

(問 合 せ 等)

第65条 本商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、本商工会議所の地区内の商工業者に対し、文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 本商工会議所が前項の問合せを行い、又は資料の提出を求めたときは、本商工会議所の地区内の商工業者は、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第66条 会頭は、定款及び規約を、並びに10年間議員総会の議事録を本商工会議所の事務所に備えて置かなければならない。

2 会頭は、会員又は会員以外の特定商工業者が、第16条第4号(会員の権利)又は第25条(特定商工業者の権利)の規定に基き前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第67条 会頭は、毎事業年度、通常議員総会の会日の1週間前までに、前事業年度におけ

る次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 貸借対照表
  - (3) 収支決算書
  - (4) 財産目録
- 2 監事は、前項の規定により、書類の送付を受けたときは、通常議員総会の会日の前日までに、意見書を会頭に提出しなければならない。
- 3 会頭は、前項の監事の意見書を添えて第1項の書類を通常議員総会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 4 会頭は、毎事業年度、通常議員総会の会日の1週間前までに、第1項の書類を事務所に備えて置かなければならない。
- 5 会頭は、会員又は会員以外の特定商工業者が、第16条第4号（会員の権利）又は第25条（特定商工業者の権利）の規定に基づき第1項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

（会計帳簿等の閲覧）

第68条 会頭は、会員が第16条第5号（会員の権利）の規定に基づき会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

（報告）

第69条 会頭は、毎事業年度終了後、遅滞なく、次の事項を京都市長に報告する。

- (1) 当該事業年度の収支決算
- (2) 当該事業年度末の財産の内容
- (3) 当該事業年度末の資産及び負債の状況
- (4) 当該事業年度に於ける事業の状況
- (5) 当該事業年度に於ける法定台帳の作成、管理及び運用の状況
- (6) 当該事業年度末の会員、議員、役職員及び施設の状況

## 第10章 会 計

（事業年度）

第70条 本商工会議所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（収入）

第71条 本商工会議所の経費は、会費、負担金、使用料、手数料その他の収入をもってあてる。

- 2 負担金は、第29条（負担金）に規定する経費にあてる。

（会費及び負担金）

第72条 会費及び負担金は、毎事業年度所定の納期に徴収する。

- 2 納入期日を経過した会費及び負担金は、如何なる事由がある場合においてもその徴収を免除しない。

3 既納の会費、加入金及び負担金は、如何なる事由がある場合においても返戻しない。

(使用料及び手数料)

第73条 本商工会議所は、施設その他の物の使用又は証明、鑑定、検定、検査、調査、登録その他の事項の実施について、議員総会の議決を経て別に定めるところにより、使用料又は手数料を徴収する。

## 第11章 解散及び清算

(解 散)

第74条 本商工会議所は、下に掲げる事由によって解散する。

- (1) 議員総会の決議
- (2) 合 併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

(清算人の選任)

第75条 清算人は、前条第1号の規定による解散の場合には、議員総会において選任する。

(財産処分の方法)

第76条 清算人は、就任の日より6箇月以内に財産処分の方法を定め、議員総会の決議を得て、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 議員総会が、前項の決議をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を決めなければならない。

(解散後における会費の徴収)

第77条 本商工会議所は、解散後であっても、議員総会の決議を得て、その債務を完済するに必要な限度において、会費を徴収することができる。

(残余財産の帰属)

第78条 残余財産は、商工会議所又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させる。

## 附 則

(実施の時期)

1 この定款は、通商産業大臣の認可を受けて組織変更の登記をした日（以下「組織変更の日」という。）から実施する。

(法定台帳の作成)

2 本商工会議所は、組織変更の日から1年以内に法定台帳を作成する。

(特定商工業者の範囲の特例)

3 組織変更当時の事業年度においては、第23条（特定商工業者の範囲）中「4月1日」

とあるのは「組織変更の日」と「個人にあつては前々年、法人にあつては前々年10月1日の属する事業年度から前年10月1日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度」とあるのは、「個人にあつては組織変更の日の1年6箇月前の日の属する年、法人にあつては組織変更の日の1年6箇月前の日の属する事業年度から組織変更の日の6箇月前の日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度」と読み替える。

(定数の特例)

- 4 組織変更当時の常議員の定数は、第31条（役員）の規定にかかわらず、20人とする。
- 5 組織変更当時の議員の定数は、第35条第2項各号（議員）の規定にかかわらず、次の通りとする。
  - (1) 1号議員 65人
  - (2) 2号議員 41人
  - (3) 3号議員 14人

(任期の特例)

- 6 組織変更当時の役員及び議員の任期は、第34条第1項（役員の任期）及び第36条第1項（議員の任期）の規定にかかわらず、1年6箇月とする。

(事業年度の特例)

- 7 組織変更当時の事業年度は、第67条（事業年度）の規定にかかわらず、組織変更の日に始まり、昭和30年3月31日に終る。

附 則

本改正は、昭和30年8月15日から実施する。

附 則

本改正は、昭和31年4月1日から実施する。

附 則

本改正は、昭和32年8月6日から実施する。

附 則

本改正は、昭和34年5月7日から実施する。

附 則

本改正は、昭和34年8月25日から実施する。

附 則

本改正は、昭和35年4月21日から実施する。

附 則

- 1 本改正規定は、昭和35年12月15日から実施する。
- 2 昭和35年12月15日現在において久世郡城陽町及び綴喜郡田辺町の区域内に営業所、事務所、工場または事業場を有する本商工会議所の会員（その者について相続または合併があったときは、その相続人または合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人）は、第10条（会員の資格）第1項の規定にかかわらず、本改正規定の実施後も引き続き本商工会議所の会員となることができる。

附 則

本改正は、昭和37年5月8日から実施する。

附 則

（実施の時期）

- 1 第35条第2項（議員総会及び議員）の改正規定は、昭和39年5月11日から実施する。  
（定数の特例）
- 2 議員の定数は、第35条第2項（議員総会及び議員）の規定にかかわらず昭和40年3月31日まではなお従前の例による。

附 則

（実施の時期）

- 1 第31条第1項（役員）及び第47条第1項（部会）の改正規定は、昭和40年8月26日から実施する。  
（任期の特例）
- 2 第31条第1項（役員）の改正に伴ない、新たに就任する役員の任期は、第34条第1項（役員の任期）の規定にかかわらず昭和43年3月31日までとする。

附 則

（実施の時期）

第55条（委員会の組織）の改正規定は、昭和41年2月5日から実施する。

附 則

（実施の時期）

- 1 第4条（地区）第1項、第2項及び第47条（部会）第1項の改正規定は、昭和44年6月9日から実施する。

附 則

（実施の時期）

- 1 第13条（会員の選挙権）第1項の改正規定は、昭和45年5月22日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第19条(会員権の停止)第24条(特定商工業者の権利)第39条(議員総会の決議事項)第1項第12号第45条(常議員会の決議事項)第1項第6号の改正規定は、昭和45年9月25日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第4条(地区)第1項の改正規定は、昭和47年5月17日から実施する。  
(会員の資格の特例)
- 2 昭和47年5月16日現在において久世郡のうち久御山町の区域内に営業所、事務所、工場または事業場を有する本商工会議所の会員(その者について相続または合併があったときは、その相続人または合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人)は、第10条(会員の資格)第1項の規定にかかわらず、本改正規定の実施後も引き続き本商工会議所の会員となることができる。

附 則

(実施の時期)

- 1 第4条(地区)第1項の改正規定は、昭和48年11月6日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第13条(会員の選挙権)第2項の改正規定は、昭和51年5月21日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第31条(役員)第1項の改正規定は、昭和51年9月18日から実施する。  
(定数の特例)
- 2 役員の定数は第31条(役員)の規定にかかわらず、昭和52年3月31日まではなお従前の例による。

附 則

(実施の時期)

- 1 第13条(会員の選挙権)第1項の改正規定は、昭和57年5月31日から実施する。
- 2 第41条(議員総会の議事)第6項、第7項及び第8項の改正規定並びに第63条第1項の改正規定は、昭和57年10月1日から実施する。

附 則



(実施の時期)

- 1 第47条(部会)第1項第10号の改正規定は、昭和57年11月11日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第7条(事業)第17号の改正規定は、昭和58年9月5日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第13条(会員の選挙権)第1項第5号から第10号までの改正規定は、昭和60年5月15日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第31条(役員)第2項の改正規定は、昭和61年4月23日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第29条(負担金)第1項の改正規定は、昭和62年5月18日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第31条(役員)第1項及び第35条(議員総会及び議員)第2項の改正規定は、昭和63年4月19日から実施する。

(定数の特例)

- 2 役員の数数は、第31条(役員)第1項の規定にかかわらず昭和64年3月31日まではなお従前の例による。
- 3 議員の数数は、第35条(議員総会及び議員)第2項の規定にかかわらず昭和64年3月31日まではなお従前の例による。

附 則

(実施の時期)

- 1 第39条(議員総会の決議事項)第1項第8号、第57条(副会頭に準ずる者)の改正規定及び第57条(顧問)を第58条とし以下の条文を1条ずつ繰り下げる改正規定は、平成元年7月11日から実施する。

(任期の特例)

- 2 第57条(副会頭に準ずる者)の改正に伴ない、新たに就任する副会頭に準ずる者の任期は、第34条(役員任期)の規定にかかわらず平成4年3月31日までとする。

附 則

(実施の時期)

- 1 第4条(地区)第1項、第2項及び第23条(特定商工業者の範囲)第1号の改正規定は、平成5年4月27日から実施する。

(会員の資格の特例)

- 2 平成5年4月26日現在において乙訓郡大山崎町の区域内に営業所、事務所、工場または事業場を有する本商工会議所の会員(その者について相続または合併があったときは、その相続人または合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人)は、第10条(会員の資格)第1項の規定にかかわらず、本改正規定の実施後も引き続き本商工会議所の会員となることができる。

附 則

(実施の時期)

- 1 第39条第2項、第3項及び第67条第1項、第2項の改正規定は、平成5年9月14日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第31条(役員)第1項及び第35条(議員総会及び議員)第2項の改正規定は、平成6年4月26日から実施する。

(定数の特例)

- 2 役員の定数は、第31条(役員)第1項の規定にかかわらず平成7年3月31日まではなお従前の例による。
- 3 議員の定数は、第35条(議員総会及び議員)第2項の規定にかかわらず平成7年3月31日まではなお従前の例による。

附 則

(実施の時期)

- 1 第67条(報告)の改正規定は、平成9年4月21日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第45条(常議員会の決議事項)第1項第9号、第10号、第11号、第54条(委員会)及び第56条(委員会の運営に必要な事項)の改正規定は、平成10年4月16日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第4条(地区)第1項の改正規定は、平成10年4月27日から実施する。

(会員の資格の特例)

- 平成10年4月26日現在において向日市の区域内に営業所、事務所、工場または事業場を有する本商工会議所の会員（その者について相続または合併があったときは、その相続人または合併後相続する法人若しくは合併により設立した法人）は、第10条（会員の資格）第1項の規定にかかわらず、本改正規定の実施後も引き続き本商工会議所の会員となることができる。

附 則

(実施の時期)

- 第29条（負担金）の改正規定は、平成10年9月16日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 第4条（地区）第1項の改正規定は、平成11年4月30日から実施する。

(会員の資格の特例)

- 平成11年4月29日現在において長岡京市の区域内に営業所、事務所、工場または事業場を有する本商工会議所の会員（その者について相続または合併があったときは、その相続人または合併後相続する法人若しくは合併により設立した法人）は、第10条（会員の資格）第1項の規定にかかわらず、本改正規定の実施後も引き続き本商工会議所の会員となることができる。

附 則

(実施の時期)

- 第10条（会員の資格）、第33条（役員任免）、第39条（議員総会の決議事項）の改正規定は、平成12年4月24日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 第10条（会員の資格）の改正規定は、平成15年8月12日から実施する。

(会員の資格の特例)

- 平成15年7月25日現在において、第22条に規定する本商工会議所の特別会員の内、第10条（会員の資格）改正後の第1項但し書（1）、（2）に該当する者は、第10条第1項の規定にかかわらず、本改正規定の実施後も引き続き本商工会議所の特別会員となることができる。

附 則

(実施の時期)

- 第39条（議員総会の決議事項）、第42条（議員総会の特別議決方法）、第45条（常議

- 員会の決議事項)及び第72条(解散)の改正規定は、平成17年3月31日から実施する。
- 2 第4条(地区)、第23条(特定商工業者の範囲)及び第26条(法定台帳)の改正規定は、平成17年4月1日から実施する。
  - 3 第47条(部会)第1項の改正規定は、平成17年11月1日から実施する。

#### 附 則

(実施の時期)

- 1 第10条(会員の資格)及び第43条(議事録)の改正規定、並びに第65条の見出しの改正は、平成18年9月4日から実施する。
- 2 第64条の見出しの改正は、平成18年9月4日から実施する。

#### 附 則

(実施の時期)

- 1 第3節青年部、女性会及び第57条(青年部、女性会)、第58条(青年部、女性会について必要な事項)の新設規定、並びに第39条(議員総会の決議事項)、第45条(常議員会の決議事項)第57条(副会頭に準ずる者)を第59条とし以下の条文を2条ずつ繰り下げる改正規定は平成19年4月26日から実施する。

#### 附 則

(実施の時期)

- 1 第10条(会員の資格)、第21条(除名)、第29条(負担金)、第33条(役員の任免)第39条(議員総会の決議事項)及び第69条(報告)の改正規定は、平成27年4月1日から実施する。

#### 附 則

(実施の時期)

- 1 第47条(部会)第1項の改正規定は、平成27年8月1日から実施する。

#### 附 則

(実施の時期)

- 1 第59条(副会頭に準ずる者)第1項の改正規定は、平成28年11月8日から実施する。

#### 附 則

(実施の時期)

- 1 第5条(事務所の所在地)の改正規定は、平成31年3月5日から実施する。

#### 附 則

(実施の時期)

- 1 第10条(会員の資格)第4項第1号及び2号、第22条(特別会員)第2項、第33条(役員

の任免) 第9号第1項、第35条(議員総会及び議員) 第5号の改正規定は、令和元年12月14日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第38条(議員総会の招集)、第41条(議員総会の議事)及び第46条(準用規定)の改正規定は、令和2年7月28日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第13条(会員の選挙権)、第24条(特定商工業者の権利)、第38条(議員総会の招集)、第41条(議員総会の議事)、第44条(常議員会)及び第46条(準用規程)の改正規定は、令和3年3月30日から実施する。